

～変動型最低制限価格制度の試行導入について～

市川三郷町では、令和5年10月1日以降に実施する競争入札（建設工事）において、変動型最低制限価格制度を導入します。

なお、本制度は試行導入とし、効果等の検証を行いながら本格導入を目指します。

1. 目的

変動型最低制限価格制度は、実際の入札価格に基づいて最低制限価格を算出し、市場において変動する実勢価格を入札制度に反映することによって、公正な競争を阻害するおそれのある過度に低価な入札を排除するとともに自由な競争の促進を図り、競争入札の適正化と契約の内容に適合した履行の確保を目的とします。

2. 制度の概要

入札参加者が提示した有効な入札金額の平均値に90%を乗じて算出した値を最低制限価格とします。

予定価格以下で、かつ最低制限価格以上の範囲内での最低価格入札者を落札者とする制度で、入札価格で最低制限価格が決定されます。

また下記のとおり、あらかじめ下限価格を設定しておくことで過度に安価な入札者を排除することができます。

3. 対象となる入札

一般競争入札又は指名競争入札により発注する建設工事のうち、予定価格が130万円を超えるものとします。

入札の通知の最低制限価格区分に「変動型」と記載し通知します。

4. 実施時期

令和5年10月1日以降に「入札公告」又は「指名通知」を行う入札から適用とします。

5. 下限価格の設定

「下限価格＝予定価格×75%」とし、入札金額が下限価格未満の場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認め、失格となります。

下限価格は入札案件ごとに設定し、予定価格を入札執行前に公表するときは、予定価格と併せて入札公告または指名競争入札通知において下限価格を公表します。

6. 最低制限価格の算出について

変動型最低制限価格 ＝ 実際の入札価格の平均額 × 90% となります。

※ただし最低制限価格を算出した結果、その額が下限価格に満たない場合にあつては、下限価格を最低制限価格とします。

また、有効な札が1者の場合の最低制限価格についても下限価格の額とします。



下限価格(予定価格×75%) < 最低制限価格(入札価格の平均額×90%) < 予定価格

※下限価格未満での入札は、失格となりますのでご注意ください。

予定価格以下、かつ最低制限価格以上の範囲内での最低価格入札者を落札者(候補者)とします。

7. 落札者の決定

入札執行者は、変動型最低制限価格制度を適用する場合に、当該入札会での最低制限価格の決定は保留して、落札の決定を保留することができるものとします。

落札の決定を保留した場合、入札会を閉じた後に最低制限価格を算定し、落札者を決定するものとします。

変動型最低制限価格の具体的な算出例

【ケース1】 参加者 6者 すべてが有効な入札の場合

《予定価格:35,000,000円》※事前公表

順位	入札者	入札金額	入札結果
1	A	28,000,000	落札
2	B	30,000,000	
3	C	30,500,000	
4	D	30,700,000	
5	E	30,750,000	
6	F	31,000,000	
下限価格		26,250,000	35,000,000×0.75 ※事前公表
平均額		30,158,333	
最低制限価格		27,142,000	

下限価格 26,250,000 < 最低制限価格 27,142,000 < 予定価格 35,000,000

最低制限価格の算出

①平均額: A～Fの合計額180,950,000円÷6=30,158,333円(1円未満切捨て)

②最低制限価格: ①で算出した平均額30,158,333円×0.9=27,142,000円(1,000円未満切捨て)

③②で算出した価格が、予定価格～下限価格の範囲内であるため、

※②で算出した 27,142,000円 が最低制限価格となります。

【ケース2】 参加者 7者 下限価格未満及び予定価格超過の入札がある場合

《予定価格: 10,000,000円》※事前公表

順位	入札者	入札金額	入札結果	
1	A	7,100,000	下限価格未満のため除く	⇐入札者A(下限価格未満)最低制限価格の算定には含まず失格となりますので注意してください。
2	B	8,200,000	最低制限価格未満のため失格	
3	C	9,700,000		
4	D	9,300,000	落札	
5	E	9,900,000		
6	F	10,000,000		
7	G	11,000,000	予定価格超過のため除く	⇐入札者G(予定価格超過)最低制限価格の算定には含まず失格となりますので注意してください。
下限価格		7,500,000	10,000,000 × 0.75 ※事前公表	
平均額		9,420,000		
最低制限価格		8,478,000		

下限価格 7,500,000 < 最低制限価格 8,478,000 < 予定価格 10,000,000

最低制限価格の算出

※Aは予定価格10,000,000円の100分の75未満であるため除きます。

※Gは予定価格10,000,000円を超過しているため除きます。

①平均額: B～Fの合計額47,100,000円 ÷ 5 = 9,420,000円 (1円未満切捨て)

②最低制限価格: ①で算出した平均額9,420,000円 × 0.9 = 8,478,000円 (1,000円未満切捨て)

③②で算出した価格が、予定価格～下限価格の範囲内であるため、

※②で算出した 8,478,000円 が最低制限価格となります。

【ケース3】 参加者 7者 無効の入札がある場合及び最低制限価格が下限価格を下回る場合

《予定価格: 6,000,000円》※事前公表

順位	入札者	入札金額	入札結果	
1	A	5,000,000		
2	B	5,000,000		
3	C	4,900,000		
4	D	4,800,000		
5	E	4,500,000	落札	
6	F	4,000,000	下限価格未満のため除く	
7	G	4,700,000	入札書不備のため除く	⇐入札者G(無効の入札)最低制限価格の算定には含みません。
下限価格		4,500,000	6,000,000 × 0.75 ※事前公表	
平均額		4,840,000		
最低制限価格		4,356,000		

算出した最低制限価格 4,356,000 < 下限価格 4,500,000 < 予定価格 6,000,000

最低制限価格の算出

※Fは予定価格6,000,000円の100分の75未満であるため除きます。

※Gは入札書に不備があり無効の入札のため除きます。

①平均額: A～Eの合計額24,200,000円÷5=4,840,000円(1円未満切捨て)

②最低制限価格: ①で算出した平均額4,840,000円×0.9=4,356,000円(1,000円未満切捨て)

③②で算出した価格が、下限価格を下回っているため、

※下限価格の 4,500,000円 が最低制限価格となります。

※注意: 設定方法及び算出例における予定価格、最低制限価格、入札価格及び落札価格は、すべて消費税及び地方消費税を除く額です。

※下限価格の率については、中央公契連モデルを用いています。

○中央公契連とは

正式名称は「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」といい、国土交通省が事務局を担当し、その他の国の省庁などで構成しています。

必要に応じ最低制限価格の設定基準となる低入札価格調査基準モデルや指名停止措置モデル等の見直しを審議し、総会に付議、決定しています。

なお、決定した内容は各都道府県を通じて、市町村に通知されており、各自治体で運用方法を決定する際の標準的基準とされています。